

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

目 次

| | | |
|----|----------|----|
| I | 基本方針 | 1 |
| II | 事業概要 | |
| 1 | 総務課 | 2 |
| 2 | 地域支援課 | 4 |
| 3 | 福祉サービス課 | 10 |
| 4 | 総合支援課 | 14 |
| 5 | 総合福祉センター | 19 |
| 6 | 福祉の里 | 22 |
| 7 | 第一希望の家 | 24 |
| 8 | 第二希望の家 | 28 |
| 9 | 福祉作業所 | 32 |
| 10 | 子どもの家 | 35 |

I 基本方針

本会は、昨年度、春日井市と協働して「春日井市地域共生プラン2025」を策定し「出合い つながり 支え合い みんな輝く やさしいまちづくり」を基本理念として、地域共生社会の実現に向けて様々な取り組みを実践してまいりました。

さらに、本会が指定管理者として運営しております総合福祉センター、福祉の里レインボープラザ、希望の家、福祉作業所及び子どもの家につきましては、令和8年度以降も改めて指定を受けることとなり、これまでの地域福祉の推進及び施設運営の実績が改めて評価されたものと受け止めております。

一方で、依然として少子高齢や人口減少、家族・地域のつながりの希薄化が進行しており、生活困窮、社会的孤立、介護と子育ての重なり、心身の不調など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。特に、単一の制度や分野による対応が困難な課題に対し、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえた分野を問わない包括的な相談支援体制の充実が求められていることから、長年にわたり、地域福祉を推進している本会の役割は一層重要なものであると考えております。

このため、本会は、住民の身近な相談窓口を基点として、課題の早期把握と適切なアセスメントを行い、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア団体等の地域関係者及び春日井市との連携による支援調整を進め、切れ目のない継続的な支援に努めてまいります。また、地域資源の把握・活用を推進するとともに、支援を担う人材の育成を通じた重層的かつ持続可能な支援体制の構築の他、災害時における支援体制の整備の充実を図り、地域福祉基盤の一層の強化に取り組んでまいります。

Ⅱ 事業概要

1 総務課

(1) 役員会等の運営

法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行の決定や理事の職務執行の監督を担う理事会等の運営を行います。

(2) 人事管理

ア 職員の人事管理

(ア) 職員の採用

本会を支える有能な人材を獲得し、適切な人員配置を行うため、職員の募集及び採用を行います。

(イ) 職員の育成

職員の能力及び資質の向上を図るため、年間の研修計画を作成して、積極的に職員の育成を行います。

(ウ) 職員の退職

退職手当の支給事務を始め、職員の退職に伴う各種手続きを行います。

イ 職員の労務管理

(ア) 給与及び勤怠管理

職員の勤怠を管理し、給与の支給事務を行います。

(イ) 福利厚生

健康保険等各種社会保険の手続きを行います。また、職員の勤労意欲の向上を図るため、福利厚生の増進に努めます。

(ウ) 安全衛生及び健康管理

職員定期健康診断等を実施し、職員の健康保持に努めるとともに、衛生委員会の開催や産業医との連携により、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進します。

(3) 経理事務

会計帳簿の作成、整理及び保管、予算、決算、事業計画及び事業報告の調製、資産及び負債の管理等、法人の支払資金収支状況、経営成績及び財務状態を把握し、適切な経理事務を行います。

(4) 広報活動

本会の事業等について、実施内容等を市民に周知します。

| 内 容 | 発行予定日 | 部数 |
|-------------|-----------|----------|
| 社協だよりの発行 | 令和8年6月1日 | 152,000部 |
| | 令和8年10月1日 | |
| 社協パンフレットの発行 | 4月中旬 | 2,000部 |
| ホームページの更新 | 随時 | |

(5) 社会福祉事業功労者等の顕彰

多年にわたり社会福祉の推進に寄与した社会福祉事業功労者等を顕彰します。

(6) 福祉サービスに関する苦情への適切な対応

福祉サービスに関する苦情解決関係者連絡会議を開催し、本会に対する福祉サービスに関する苦情の解決方法について助言を受けることにより、本会が提供する福祉サービスの一層の向上を図ります。

2 地域支援課

(1) 地区社会福祉協議会への支援

地域の実情に応じた地域福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となって地域の互助活動を行う地区社会福祉協議会(地区社協)に対し、事業の企画、運営等の支援を行います。

ア 地区社会福祉協議会新任会長研修(4月)

地区社協の基本的な理解を深めることを目的として開催します。

イ 地区社会福祉協議会会長会議(4月、2月)

地区社協活動に係る情報提供及び事務手続きの説明を目的として開催します。

ウ ブロック連絡会(10月)

地区社協会長を対象に、地区社協事業についての検討や情報交換を目的として開催します。

エ 協力員研修(6月)

地区社協の協力員等を対象に、地区社協活動の推進を目的に開催します。

オ 高齢者サロン・住民主体サービス実施団体交流(12月)

高齢者サロン及び住民主体サービス実施団体の協力員を対象に、事業の円滑な運営を目的として開催します。

カ 子育て子育てサロン協力員研修(7月)

子育て子育てサロンの協力員を対象に、事業の円滑な運営を目的として開催します。

(2) 社会福祉関係団体への支援

社会福祉団体の組織強化及び福祉事業の健全な発展を促すため、団体及び団体が実施する事業に対して助成をします。

ア 団体助成

市内にあり、市民を主たる構成員とし、かつ市民の福祉向上を目的に活動する団体へ助成します。

イ 事業助成

市内にあり、かつ市民を主たる構成員とする団体が実施する市民を対象とした社会福祉事業へ助成します。

(3) 地域福祉行事の開催

ア 春日井市地域共生社会推進大会

福祉意識の高揚を図り、地域共生社会を推進することを目的として講演会等を開催します。

開催予定日 令和9年1月23日（土）

イ 福祉音楽会

ボランティア活動の啓発及び社会福祉協議会の認知度の向上を目的として、ボランティア活動展と誰もが楽しめる音楽会を開催します。

開催予定日 令和9年1月30日（土）

(4) 会員募集

地域福祉の推進を目的として、本会の事業に賛同する会員の増加を図り、その会費を地域福祉活動の財源とします。

(5) ボランティアセンター事業

ボランティア活動に関する市民の理解、関心を深めるため、ボランティアセンター事業の推進を図ります。

ア ボランティア活動の推進

(ア) ボランティアセンター運営委員会及び専門部会の開催

(イ) ボランティアセンターInstagram、メールマガジンの配信

(ウ) ボランティア活動団体助成

イ ボランティア相談

ボランティアコーディネーター（7人）により、ボランティア活動に関する情報提供、受入れに関する調整その他相談を行います。

ウ ボランティアの養成

ボランティア活動への参加を促す講座・研修・イベントやボランティア同士の情報交換のための交流会を実施します。

(ア) 青少年ボランティアスクール（7、8月）

市と共催で、小学校5年生から高校生までを対象にボランティアやNPOの基礎知識を得ることを目的として実施します。

(イ) 親子でボランティアチャレンジ（10月）

市と共催で、市内に在住・在学・在勤のいずれかの者が含まれる親子等を対象に、ボランティアやNPOの基礎知識を得ることを目的として実施します。

(ウ) ボランティア説明会（2月）

ボランティア団体、個人を対象に、ボランティアセンター登録に関する説明会を実施します。

(エ) ボランティア活動展（1月）
市民を対象に、ボランティア活動に実際に触れる機会として福祉音楽会の開演前の時間に実施します。

(オ) ボランティアサロン（年5回）
春日井市ボランティア連絡協議会との共催で、ボランティア活動に関心のある人を対象に、ボランティア活動の情報交換を目的として実施します。

エ ボランティアタイム（ボランティア月間）の実施

ボランティア活動についての理解や参加を促進するため、キャンペーン期間を設け、ボランティア活動の紹介やボランティア活動に触れることができる行事を実施します。

実施期間 令和8年9月1日(火)から令和8年9月30日(水)まで

(ア) ボランティア展
ボランティアセンター登録団体の活動紹介ポスターを掲示し、広く市民にPRします。

(イ) ちょいボラ体験の実施
市民を対象に、気軽にボランティア活動に参加する機会を提供します。

オ 市社協サポーター「ぼらら隊」の結成及び活動支援

市内の青少年に対し、本会事業におけるボランティア活動の機会を提供し、若年層の自らの成長及び社会貢献意識の高揚を図ります。

(6) 地域福祉コーディネーター事業

地域で暮らす誰もが生きがいや役割を持ち自分らしく生活できるよう、住民が地域生活課題を把握し、主体的に課題解決できる体制を構築し、生きがい創設や多世代交流の機会の促進を図ります。

ア 生活支援等サービスの啓発と資源開発

(ア) 生活支援・介護予防サービス等の提供支援
地域において地域住民が主体となり実施する介護予防活動及び生活支援活動の提供状況の課題を把握し、活動を支援します。

(イ) 周知・啓発
地域住民が主体となり実施する地域活動や企業等が行う地域貢献活動をホームページやSNSを活用し周知します。また、地域の支えあいの意識の啓発及び地域活動者に必要な情報を発信します。

(ウ) 在宅生活に係る相談支援事業者等の支援

相談支援を実施する者の求めに応じ、地域にある地域福祉活動等の情報を提供するとともに、相談対象者が役割をもって地域活動に参加できるよう活動団体と調整を行います。

(エ) 地域資源の開発

地域住民が世代や分野を超えて交流・参加・学びの機会を生み出し自発的で開発的な活動の創設を支援します。

(オ) 地域ケア会議等への参画

地域包括支援センターと協働し、地域ケア会議等を企画するとともに、参加者等が主体となる取組みを創設できるよう支援します。

(カ) つながりづくりプラットフォームの開催

孤独・孤立に関する地域生活課題とその解決策を検討する場を創設及び開催するとともに、つながりサポーター養成講座を実施し参加者等が主体的に取組めるよう支援します。

イ 認知症の啓発と地域支援の取組の推進

(ア) かすがいおれんじプラスカフェの開拓及び支援

市内の店舗にかすがいおれんじプラスカフェの取組を紹介し、登録を依頼します。また、既に登録しているかすがいおれんじプラスカフェを訪問し、実施状況を把握するとともに、活動の継続を支援します。

(イ) 認知症サポーター養成講座等の開催

地域住民又は地域の事業所等の求めに応じて、認知症サポーター養成講座、認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修を企画・開催します。

(ロ) 行方不明高齢者の搜索体制の構築

認知症高齢者が行方不明となった場合の搜索協力を広く呼びかけ、認知症高齢者搜索模擬訓練を実施するなど、みまもりあいプロジェクトを推進します。

(エ) 認知症の啓発

パネル展等の広報活動及びオレンジガーデニングプロジェクト等の啓発活動に地域住民や企業が広く参加するよう働きかけます。

(オ) 認知症本人発信支援の促進

認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる地域づくりをすすめるため、新しい認知症観について啓発するとともに、地域活動等に認知症本人の意見を反映できるよう支援します。

(7) 民間企業と住民主体活動の協働の推進

多様な福祉ニーズに対応するため、協力民間企業を地域福祉推進パートナーシップ事業者として登録し住民主体活動とマッチングすることで市民協働を推進します。

(8) 福祉共育

自分と違う立場の人と認め合い、人の気持ちに共感できる力や自分の考えを表現する力、考えを共有し実行につなげていく力等の「共に生きる力を育む」こと、また、教える側と学ぶ側が「共に育ち合う」ことを目指します。

ア 福祉体験学習

学校や地域、企業等の求めに応じて福祉体験学習を実施します。

イ 福祉体験学習講師相互見学会

福祉体験学習に関わる当事者やボランティア活動者がそれぞれの講座を見学し合うことで、共に学び、気づき合える機会をつくります。

(9) 災害救援のための体制の構築

災害発生時に速やかに災害救援ボランティアセンターを設置し、市やボランティア、また近隣市町の社会福祉協議会と連携し、迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、災害救援のための体制の構築を図ります。

ア 災害救援ボランティアコーディネーター養成講座（2月）

災害救援ボランティアセンター設置時における被災者からの支援要請とボランティアとの調整や、平常時における地域での防災・減災活動を行う災害救援ボランティアコーディネーターの養成を目的に実施します。

イ 災害救援ボランティア体験研修会（3月）

市民を対象に、災害時のボランティア活動体験、災害への備えについての啓発及び災害救援ボランティアセンターの役割について学ぶことを目的として実施します。

あわせて、市の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練を行うことで、災害発生時における行政との相互連携の構築を図ります。

ウ 災害救援資機材の確保及び点検

災害救援ボランティアセンターの機能強化を図ります。

エ 近隣市町の社会福祉協議会とのネットワークの構築

東尾張ブロック災害救援連絡会議の主催する会議と研修会への参加を通して、災害時における相互協力体制の構築を図ります。

オ 大規模被災地支援活動

被災地の社会福祉協議会と連携し、必要に応じて被災地への支援を行います。

(10) 春日井市地域共生プラン（第5次春日井市地域福祉活動計画）の進行管理

地域共生社会の実現に向け、令和7年度に市の春日井市地域福祉計画と本会の春日井市地域福祉活動計画を一体的に策定した「春日井市地域共生プラン」の進捗状況や現状の課題を把握します。

(11) その他地域福祉の推進

ア 物品貸出事業

高齢者疑似体験セット、車椅子、点字板、カラーリングセット、炊き出しセットなどの地域福祉活動用物品の貸出をします。

イ おもちゃ図書館事業

おもちゃによる遊びを通して心身に障がいや発達の遅れのある児童の成長を支援します。

3 福祉サービス課

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、生活意欲の向上、安定した生活を送ることができるようにするため、次の資金の貸付を行います。また必要に応じて、民生委員、市、ハローワーク等の関係者と連携し、経済的自立及び社会参加の促進を図るなど課題解決に向けた相談支援を行います。長期滞納者に対しては、文書、電話又は訪問による償還指導を行います。

ア 総合支援資金

- (ア) 生活支援費
- (イ) 住宅入居費
- (ウ) 一時生活再建費

イ 福祉資金

- (ア) 福祉費
- (イ) 緊急小口資金

ウ 教育支援資金

エ 不動産担保型生活資金

オ 臨時特例つなぎ資金

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるように、本事業の専門員及び生活支援員が利用者との契約に基づき、次の支援等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する相談、情報提供及び苦情解決制度の利用手続きを援助します。

イ 日常的金銭管理サービス

日常的な生活に必要な預金の払い戻しや公共料金、税金、家賃、医療費等の支払いを援助します。

ウ 書類等の預かりサービス

定期預金の通帳、年金証書、判子、保険証書、不動産の登記済権利証等を金融機関貸金庫で保管します。

エ 生活支援員への研修

生活支援員のスキルアップを目的とした研修会を実施します。

(3) にこにこヘルプサービス事業

住み慣れた地域や家で安心して暮らせるようにするため、市内に居住し家族等による援助が受けられない65歳以上の高齢者世帯等を対象に、生活支援を行います。

ア にこにこヘルパーの派遣

市民の参加による登録ヘルパー(にこにこヘルパー)をマッチングし、日常の家事支援などを行います。

イ にこにこヘルパーへの支援

にこにこヘルパーが安心して活動することができるよう、援助内容に関する相談や助言を行います。また、活動時の怪我や賠償に備えるため、各種保険に加入します。

ウ にこにこヘルパーへの研修

家庭における介護の知識向上を目的とするスキルアップ研修、家事及び対人援助の向上、健康管理等を目的とする全体研修会を実施します。

(4) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する人が、自立して安全で快適な生活を営むことができるようにするため、生活援助員を派遣し、生活指導や相談、安否確認その他日常生活に必要な援助を行います。また、緊急事態が起こった際の協力体制を構築するため高齢者世話付住宅の入居者と一般入居者等の交流を図ります。

(5) 権利擁護センター事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核機関として、次の事業に取り組みます。

ア 成年後見制度に関する相談

(ア) 一般相談

職員が成年後見制度の利用に関する相談に応じます。

(イ) 専門職相談

成年後見制度に関連する遺言、相続、財産管理などの専門的な相談に応じます。

a 司法書士相談 毎月第2木曜日

b 弁護士相談 毎月第4木曜日

イ 成年後見制度の普及及び啓発

成年後見制度の普及や高齢者・障がい者の権利擁護を啓発するため、

講座や講演会を開催します。

ウ 終活サポート事業の実施

終活支援の知見を有する専門職や民間事業者を事業登録して情報提供するなど、これまでの生き方とこれからの人生を考える機会の提供や終末期に向けた生前整理の支援を行います。

エ 市民後見人の育成

(ア) 市民後見人サポート委員会

市民後見人候補者の選定及び市民後見人の支援について協議を行うため、市民後見人サポート委員会を開催します。

(イ) 市民後見人フォローアップ研修

市民後見人及び市民後見人候補者登録バンクの登録者の知識の向上やモチベーションの維持を図るため、市民後見人のつどい等の研修会を実施します。

(ウ) 市民後見人への支援

- a 市民後見人の監督業務を行います。
- b 市民後見人へ活動費の助成を行います。
- c 市民後見人が安心して活動することができるように各種保険に加入します。

オ 春日井市権利擁護連絡会議の運営

- (ア) 権利擁護センターの運営に関すること。
- (イ) 権利擁護に関する関係施策の調整及び情報交換に関すること。

カ 市長申立事務

キ 成年後見制度利用支援事業の手続きに関する支援

ク 市民後見人候補者登録バンクの設置

市民後見人候補者育成研修の修了者で、市民後見人として活動を希望する者を登録し、必要に応じて家庭裁判所に推薦します。

(6) 訪問型緩和基準サービス事業

要支援状態になることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を送るため、要支援者や事業対象者に対し、生活援助を行います。

ア 生活援助員の派遣

市民の参加による登録ヘルパー（生活援助員）をマッチングし、簡易な生活援助（買い物、調理、掃除など）及び見守りの援助を行います。

イ 生活援助員への支援

生活援助員が安心して活動することができるよう、援助内容に関する相談や助言を行います。また、活動時の怪我や賠償に備えるため、各種保険に加入します。

ウ 生活援助員への研修

生活援助員のスキルアップを目的とした研修会をにこにこヘルプサービス事業と合同で実施します。また、高齢者虐待防止や感染症対策に関する研修を実施します。

エ 虐待防止委員会

虐待防止委員会を定期的で開催し、虐待事案の早期発見や虐待防止に関する研修を実施することで利用者の人権の保護に努めます。

オ 感染症対策委員会

感染症対策委員会を定期的で開催し、感染症防止策の実施や研修を実施することで感染防止に努めます。

カ 業務継続計画

業務継続計画（BCP）に基づき、定期的な研修、訓練を実施することで、災害時に適切な対応ができる体制を整備します。

(7) 家具等転倒防止器具取付事業

65歳以上の高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯等を対象に、地震によるタンス、食器棚その他の家具の転倒を防止するため、転倒防止器具を取り付けます。

(8) 共同募金事業への協力

春日井市共同募金委員会の事務局として委員会を開催するとともに、共同募金運動を積極的に支援します。

4 総合支援課

(1) 基幹型地域包括支援センター事業

市内12か所の地域包括支援センターの機能を強化し、包括的支援体制の構築に向けて、次の業務を行います。

ア 地域包括支援センターの総合調整及び後方支援

(ア) 調整会議の開催

各地域包括支援センターのセンター長等を対象に、調整会議を毎月開催し、業務の実施方法の統一、地域包括支援センターの事業実施状況の把握、支援困難事例及び事業実施における課題等に対する意見交換などを行います。

(イ) 課題別研究会等の開催

地域包括支援センターの職員を対象に、課題別研究会及び弁護士勉強会を開催します。

(ウ) 地域包括支援センター事業に対する助言及び支援

各地域包括支援センターが作成した事業計画の進捗について、定期的に状況を確認し、必要な助言及び支援を行います。地域包括支援センターにおける要支援者等の介護予防ケアプラン作成業務の支援を必要に応じて行います。

(エ) 高齢者虐待に対する助言及び支援

高齢者虐待の通報受理時には、地域包括支援センターへ事実確認に必要な助言と支援を行います。通報受理後48時間以内に虐待認定や緊急性の判断、支援方針を決定するコアメンバー会議の開催調整と運営事務を担い、また、虐待または疑いありと認定された事例については、経過確認と支援終結を判断する評価会議の開催調整と運営事務を行います。

(オ) 地域包括支援センター職員の資質向上及び定着支援を目的とする取組

地域包括支援センター職員の資質向上及び定着支援を目的に、地域包括支援センターが行う業務内容に関する研修等を実施します。

(カ) 支援困難事例への助言及び支援

地域包括支援センター職員から支援が困難な事例についての相談を受け、必要な助言又は同行訪問を行います。

イ 春日井市在宅医療・介護サポートセンターとの連携

春日井市在宅医療・介護サポートセンターが行う医療・介護関係者の連携を目的とする研修等について、春日井市在宅医療・介護サポートセ

ンターの求めに応じて協力します。

ウ 地域福祉コーディネーターとの連携

(ア) 地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターの連携の取組及び課題を確認するため、地域福祉コーディネーターとの打合せを月1回程度行います。

(イ) 地域包括支援センターが地域福祉コーディネーターと連携が取れるよう連絡調整を行います。

エ 地域ケア会議の開催支援

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議について、地域資源のネットワーク構築、地域生活課題の把握及び解決方法の確立が円滑に行われるように、地域包括支援センターの相談に応じ、会議開催に関する必要な支援を行います。

オ 多機関協働による包括的な支援に関すること

複雑化、複合化した生活課題を抱える世帯に対する適切な支援のため、地域包括支援センターが障がい者、子ども、生活困窮者、成年後見制度等の相談支援に従事する者や地域住民、地域福祉包括化推進員と連携し包括的な支援を行うことができるよう支援を行います。

カ 若年がん患者在宅療養支援事業の利用者及びその家族等に対し、市と連携して支援を行います。

キ 認知症初期集中支援チーム業務

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、自宅訪問や相談会を通じて早期診断・早期対応につながる支援を行います。地域包括支援センターから相談を受けた際には速やかに訪問し、面談によるアセスメントを実施し、さらに、月1回のチーム員会議で支援方針や内容、支援頻度などを検討し、必要に応じて専門医の同行訪問を依頼しながら、より適切な支援体制を整えます。

(2) 地域包括支援センター事業

地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の構築に向けて、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野を越えた地域の社会資源と連携を図りつつ、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるよう、次の業務を行います。

ア 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

イ 総合相談支援業務

高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、様々な生活課題の相談に応じ、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施します。

ウ 権利擁護業務

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため、高齢者虐待への対応、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進及び消費者被害を未然に防ぎ、関係団体の中心的存在としてその役割を果たします。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者へ包括的な支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な機関や地域住民と連携して利用者を支援できる環境を整備します。

オ 地域ケア会議の開催

業務で把握した地域生活課題を多様な地域関係者と共有し、協働で解決策を検討する場を設けます。また、地域福祉コーディネーターと連携し、住民・地縁団体・事業者などのつながりづくりと支え合いの促進を図ります。

カ 虐待防止委員会

職員による利用者への虐待の防止を図るため、虐待防止委員会を定期的で開催し、研修を実施することで、利用者の人権の保護に努めます。

キ 業務継続計画

業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に研修、訓練を実施することで、災害時に早期の業務再開ができる体制を整備します。

(3) 基幹相談支援センター事業

障がい者等への相談支援の中核的な役割を担う機関として、次の業務を行います。

ア 障がい者等からの相談、必要な情報提供その他の福祉サービス、社会資源の利用援助

障がい者等からの相談に応じて各種サービスの利用援助、調整を行い地域生活に必要な支援を行います。また、計画相談支援の利用を希望する障がい者等と特定相談支援事業所のマッチングを行います。

イ 権利擁護のために必要な援助

成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用に関する支援を行います。

ウ 障がいの理解及び啓発

障がいの理解及び啓発を目的とした研修を行います。

エ 地域自立支援協議会への参加

各種部会や連絡会に部会員、事務局として参加します。

オ 障がい者虐待の防止

虐待に関する通報及び届出を受け付けるとともに、市と連携して被虐待者及び養護者の支援を行います。また、障がい者虐待防止に向けた研修を行います。

カ 障がい者生活支援センター及び地域の相談支援事業所に対する指導及び助言

相談支援専門員から支援が困難な事例についての相談を受け、必要な助言又は同行訪問を行います。また、愛知県相談支援従事者研修における実習の受入を行います。

(4) 生活困窮者自立支援事業

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性により、経済的困窮をはじめとした複合的な課題を抱えた人に対し、必要に応じ関係機関と連携しながら早期の自立促進を図ることを目的に、次の事業を行います。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価及び分析し、そのニーズを把握します。また、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し自立促進を図ります。

イ 住居確保給付金の支援に関する相談

離職などにより住居を喪失又は喪失する恐れの高い人に対して、就職に向けた活動などを条件として一定期間、家賃相当額を給付する住居確保給付金が受けられるよう支援を行います。また、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居のための初期費用の補助も行います。制度利用者に対して相談業務を行います。

ウ 家計改善支援事業

税金、公共料金の滞納や多重債務などがある人に対し、収入、支出その他の家計の状況を把握するとともに、解決すべき課題や目標等をまとめた家計支援計画を策定することにより、相談者が現状や見通しを具体的に理解し、自ら家計再生に取り組めるよう支援します。

(5) 計画相談支援事業等

ア 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、次のサービスを提供します。

(ア) 計画相談支援

(イ) 基本相談支援

(ウ) 障がい児相談支援

イ 虐待防止委員会

職員による利用者への虐待の防止を図るため、虐待防止委員会を定期的で開催し、研修を実施することで、利用者の人権の保護に努めます。

ウ 業務継続計画

業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に研修、訓練を実施することで、災害時に優先すべき業務ができる体制を整備します。

エ 福祉電話事業

65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、安否確認が必要であり、かつ、事業の利用を希望するものに対して電話での安否確認を行います。

5 総合福祉センター

総合福祉センターは、障害者センター、老人センター、児童センター等の機能を併せ持った施設で、障がい者、高齢者、児童、母子等の健康の増進、教養の向上及び市民の社会福祉活動に、また、福祉文化体育館は、障がい者の機能回復、健康の増進及び教養文化の向上に資する事業等を行います。

(1) 福祉バスの運行

障がい児・者の福祉の増進と健康保持向上に資することを目的に運行を行います。

(2) 福祉のつどい

市民が相互理解を図り、誰もが尊重される社会を実現するため、市民が交流する機会を提供します。

(3) 各種講座等の開催

ア 障がい者・高齢者各種講座の開催

| 講座名 | 開催数 |
|--------------------|-----|
| 【新規】己書講座 | 4回 |
| 脳を刺激する！楽しい折り紙教室 | 8回 |
| 歌声ひろば | 4回 |
| 音楽療法（障がい児・者） | 16回 |
| 試してなっとく！これで足腰大丈夫体操 | 4回 |
| みんなで咲かせよう！ふれあい花壇 | 1回 |
| 元気パワーアップ運動教室 | 16回 |
| のんびり、ゆったり体操教室 | 24回 |
| はつらつ健康セミナー | 4回 |
| 視覚障がい者スマートフォン講座 | 2回 |
| 初めてのスマートフォン講座 | 4回 |
| 合同クリスマス会 | 1回 |
| 総合福祉センターまつり | 1回 |

イ ボランティア養成講座の開催

| 講座名 | 開催数 |
|-----------------|-----|
| 手話奉仕員養成講座（入門課程） | 30回 |
| 手話奉仕員養成講座（基礎課程） | 30回 |

| | |
|------------------------|-----|
| 手話奉仕員養成講座（レベルアップ課程） | 12回 |
| 点字講座 | 30回 |
| 点訳奉仕員養成講座 | 20回 |
| 書いて伝える「聞こえ」のボランティア入門講座 | 10回 |
| 読み書き（代読・代筆）情報支援員養成講座 | 2回 |

ウ 児童各種講座等の開催

| 講座名 | 開催数 |
|------------------|-----|
| 児童健全育成事業 | |
| 館外活動 タイル作り | 1回 |
| 館外活動 親子星座教室 | 1回 |
| 館外活動 親子サイエンス教室 | 1回 |
| あそびの広場 | 10回 |
| 児童センターまつり | 1回 |
| おたのしみ会 | 1回 |
| クリスマス会 | 1回 |
| バドミントン体験教室 | 4回 |
| 子育て支援事業 | |
| 体操教室 | 8回 |
| 水あそび | 8回 |
| ファミリーデー | 2回 |
| ママのためのリフレッシュ講座 | 2回 |
| 音楽であそぼう | 8回 |
| ひよこ教室 | 35回 |
| ひよこミニ | 49回 |
| 絵本の読み聞かせ | 46回 |
| ベビーダンス教室 | 8回 |
| 【新規】ベビーダンス教室（パパ） | 1回 |
| 英語であそぼう | 4回 |

エ 障がい者各種講座等の開催

| 講座名 | 開催数 |
|------------|-----|
| スポーツ教養文化講座 | |

| | |
|---------------------|----|
| ラダーゲッター教室 | 4回 |
| ヒップホップダンス体験教室 | 8回 |
| 出張講座「ヒップホップダンス体験教室」 | 4回 |
| 交流の日 | |
| 親子太鼓教室 | 4回 |
| レクリエーション教室 | 5回 |
| ボッチャ体験教室 | 4回 |
| レク・スポ交流会 | 1回 |

(4) 福祉避難所

災害時に福祉避難所として開設した場合には、福祉避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者等の受け入れを行います。

(5) ことばの教室

ことばの発達に不安のある3歳から小学6年生までのこどもについての相談やことばの練習を行います。

(6) 育児相談

子育ての悩みや心配ごとに関し、保護者の気持ちに寄り添いながら傾聴するとともに助言を行います。

6 福祉の里

老人福祉センター、高齢者生きがい活動推進センター、レインボープラザの機能を併せ持った施設で、児童から高齢者まで幅広い市民の健康の増進、教養の向上及び市民交流に資する事業等を実施します。

(1) 健康の増進及び心身のリフレッシュの場の提供

全ての市民を対象に、浴室、トレーニング室、娯楽室、グラウンドゴルフ場等、健康の増進及び心身のリフレッシュの場を提供します。

(2) 交流の場の提供

老人クラブを始めとする各団体に、和室、会議室、研修室及び多目的室を貸出します。

(3) 各種講座等の開催

| 講座名等 | 開催数 |
|------------------|------|
| シニア運動セミナー | 304回 |
| えいごでリズムあそび | 8回 |
| 【新規】楽しく脳トレ体操 | 8回 |
| キッズロボットプログラミング教室 | 2回 |
| 簡単！ネイル教室 | 1回 |
| 初心者向けのマジック教室 | 3回 |
| 骨盤エクササイズ教室 | 8回 |
| 体力測定会 | 12回 |
| からだの中身を知ってみよう！ | 24回 |
| 簡単！プチ・トレーニング教室 | 22回 |
| 健康いきいきサロン | 随時 |
| 健康生活相談 | 随時 |

(4) 交流事業の開催

| 事業名 | 開催数 |
|--------------|-----|
| 里deピアノ | 50回 |
| すくすくひろば | 10回 |
| あそびのひろば | 2回 |
| レインボーフェスティバル | 1回 |
| ハッピーコンサート | 6回 |

| | |
|------------|----|
| 天体観察 | 1回 |
| クリスマスコンサート | 1回 |
| 演芸フェスタ | 1回 |
| 歌声アトリウム | 1回 |

7 第一希望の家

心身に障がいをもつ者、発達の遅れの心配がある児童、介護予防を必要とする高齢者を対象に、共生型多世代交流施設として、世代を超えて、いきいきと輝ける場所を提供します。

(1) 生活介護事業（定員20名）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、排せつ及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を供与します。

ア 排せつ及び食事の介助

イ 創作的活動

(ア) 習字

(イ) 絵画

(ウ) 生け花

ウ 生産活動

(ア) 受託加工事業

ゴムの型抜き

(イ) 販売事業

a 農作業及び農産物の販売

b 自主制作製品の販売

c 古紙、段ボール等の回収資源の販売

(ウ) 請負事業

文書廃棄処理

エ 身体機能向上活動

(ア) 散歩

(イ) 軽運動

オ 送迎

カ 健康管理

(ア) 健康相談及び健康診査

(イ) 歯科検診

(ウ) 尿検査

(エ) バイタルチェック

キ 入浴

(2) 児童発達支援センター

障がいのある又は発達に遅れなどのある子どもに対し、日常生活におけ

る基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を通じた発達支援、その家族への支援、地域支援者への支援等、地域の中核的な療育支援施設として総合的な支援をしていきます。

ア 児童発達支援事業（定員20名）

- (ア) 基本的な動作の指導
 - a 食事
 - b 排泄
 - c 衣服等の着脱
- (イ) 知識技能の付与
 - a 音楽療法
 - b 作業療法
 - c 言語療法
- (ウ) 集団生活への適応訓練
 - a 音楽を使った指導及び訓練
 - b 絵画及び工作
 - c 散歩及び戸外遊び
- (エ) 家族支援
 - a 個人懇談
 - b 相談及び助言
 - c 保護者教室
- (オ) 健康管理
 - a 歯科検診
 - b 歯みがき指導
 - c 栄養指導

イ 保育所等訪問支援事業

訪問支援員が保育園、学校等へ訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。

- (ア) 保育所等訪問支援計画の作成
- (イ) 訪問支援

ウ 障がい児相談支援事業

- (ア) 障がい児計画相談支援
- (イ) 障がい児相談支援

(3) 通所型緩和基準サービス（定員15名）

介護予防の観点から、自立した生活を営むことができるよう、運動・レ

クリエーション・行事等を通じて生活機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上をめざします。

ア サービスの提供

要介護状態になることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、利用者の状態に合わせ、送迎、入浴、食事、機能訓練等を提供するとともに、利用者本位のサービス提供に努めます。

イ 各種講座の実施及びボランティア団体との交流

専門講師による運動講座や、健康づくりについての様々な講座を実施します。また、ボランティア団体を招き、催事等を通じて交流を図ります。

ウ レクリエーション、趣味活動の実施

多彩なレクリエーションや、利用者の趣味活動が行える場を提供し、心身の活性化を図ります。

エ その他

行事への参加により、施設を利用する障がい者及び障がい児との交流をします。

(4) 諸行事

ア 合同行事

- (ア) 秋まつり
- (イ) クリスマス会
- (ウ) 新年交流会

イ 生活介護事業

- (ア) 遠足
- (イ) 戸外活動
- (ウ) 保護者会

ウ 児童発達支援事業

- (ア) 遠足
- (イ) 運動会
- (ウ) 修了式
- (エ) 就園及び就学に向けた取り組み
 - a 特別支援児保育実施園の見学
 - b 特別支援学校の見学
- (オ) 保護者会

(5) 地域との交流

ア きぼうフェスタの開催

施設を開放し、他団体や地域住民を招き、自主製品の販売の他、様々なイベントを実施し、地域住民やボランティアと交流を図ります。

イ ボランティア活動の場の提供

施設行事等において、地域のボランティアを積極的に受け入れ、ボランティアの活躍の場を提供します。

ウ 地域美化活動

近隣の公園の清掃活動に定期的に取り組みます。

(6) 安全対策並びに危機管理

ア 災害時に福祉避難所として開設した場合には、福祉避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者等の受け入れを行います。

イ サービス提供時間内に暴風警報等が発令された場合は、気象警報発表時等の通所事業対応要領に基づき、速やかに利用者の安全を確保します。

ウ 地震、水害等の災害が発生した後は、利用者の安全を確保するとともに、市の関係部署との連絡体制を整え、施設の屋根、壁、床、天井その他の外観について、目視により点検を速やかに行います。

エ 消防法第8条第1項の規定に基づき、消防計画を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ります。また、必要に応じ利用者の安全を確保するため職員会議等を行うなどして事故防止のため必要な措置を講じます。

オ 事故等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに発生日時、場所、状況、措置等を市へ報告します。

カ 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を定期的で開催し、研修を実施することで、利用者の人権の保護に努めます。

キ 感染症対策委員会を定期的で開催し、研修、訓練を実施することで、感染症拡大の防止に努めます。

ク 業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づき定期的に研修、訓練を実施することで、災害時に適切な対応ができる体制を整備します。

8 第二希望の家

心身に障がいや有する者、発達に遅れのある子どもに対して、日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長するための便宜を供与します。

(1) 生活介護事業（定員16名）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、排せつ及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を供与します。

ア 排せつ及び食事の介助

イ 創作的活動

(ア) 習字

(イ) 絵画

(ウ) アルバム作り

ウ 生産活動

(ア) 受託加工事業

なわとびの制作

(イ) 販売事業

a 農作業及び農産物の販売

b 自主制作製品の販売

c 古紙、段ボール等の回収資源の販売

(ウ) 請負事業

文書廃棄処理

エ 身体機能向上活動

(ア) 散歩

(イ) 軽運動

(ウ) カラオケ

オ 送迎

カ 健康管理

(ア) 健康相談及び健康診査

(イ) 歯科検診

(ウ) 尿検査

(エ) バイタルチェック

(2) 児童発達支援事業（定員10名）

障がいのある又は発達に遅れなどのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を通し

た発達支援、その家族への支援等総合的な支援をしていきます。

ア 基本的な動作の指導

- (ア) 食事
- (イ) 排泄
- (ウ) 衣服等の着脱

イ 知識技能の付与

- (ア) 音楽療法
- (イ) 作業療法
- (ウ) 言語療法

ウ 集団生活への適応訓練

- (ア) 音楽を使った指導及び訓練
- (イ) 絵画及び工作
- (ウ) 散歩及び戸外遊び

エ 家族支援

- (ア) 個人懇談及び家庭訪問
- (イ) 相談及び助言
- (ウ) 保護者教室

オ 修了児への継続支援

- (ア) 就園児対象フォローアップ療育
- (イ) OB相談会

カ 健康管理

- (ア) 歯科検診
- (イ) 歯みがき指導
- (ウ) 栄養指導

(3) 諸行事

ア 合同行事

- (ア) 夏まつり
- (イ) 運動会
- (ウ) 合同防災訓練

イ 生活介護事業

- (ア) 遠足
- (イ) 戸外活動
- (ウ) 保護者会

ウ 児童発達支援事業

- (ア) 遠足
- (イ) 修了式
- (ウ) 就園及び就学に向けた取り組み
 - a 特別支援児保育実施園の見学
 - b 特別支援学校の見学
- (エ) 保護者会

(4) 地域との交流

ア 夏まつり

利用者相互の親睦を深めるとともに、地域住民やボランティアと交流を図ります。

イ ちいき会議

定期的に地区社協、民生委員、町内会、ボランティア等の代表と施設職員が集まり、意見交換等を行います。

ウ 地域行事への参加

岩成台西地区社協主催のあじさいまつり、冬まつりに参加し、地域住民との交流を図ります。

エ 地域美化活動

近隣の公園や施設周辺沿道の清掃活動に定期的に取り組みます。

(5) 安全対策並びに危機管理

ア 災害時に福祉避難所として開設した場合には、福祉避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者等の受け入れを行います。

イ サービス提供時間内に暴風警報等が発令された場合は、気象警報発表時等の通所事業対応要領に基づき、速やかに利用者の安全を確保します。

ウ 地震、水害等の災害が発生した後は、利用者の安全を確保するとともに、市の関係部署との連絡体制を整え、施設の屋根、壁、床、天井その他の外観について、目視により点検を速やかに行います。

エ 消防法第8条第1項の規定に基づき、消防計画を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ります。また、必要に応じ利用者の安全を確保するため職員会議等を行うなどして事故防止のため必要な措置を講じます。

オ 事故等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに発生日時、場所、状況、措置等を市へ報告します。

カ 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を定期的に行い、研修を実

施することで、利用者の人権の保護に努めます。

キ 感染症対策委員会を定期的開催し、研修、訓練を実施することで、感染症拡大の防止に努めます。

ク 業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づき定期的に研修、訓練を実施することで、災害時に適切な対応ができる体制を整備します。

9 福祉作業所

心身に障がいをもつ者に対して、日常生活及び社会生活に必要な習慣を養うための便宜を供与します。

(1) 生活介護事業（定員30人）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、排せつ及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を供与します。

ア 排せつ及び食事の介助

イ 創作的活動

(ア) むり絵

(イ) 工作

(ウ) 花の手入れ

ウ 身体機能向上活動

(ア) 散歩

(イ) 軽運動

(ウ) 戸外活動

エ 生産活動

(ア) 受託加工事業

a 縄跳びの組立

b 金属製品の加工

c シール貼り

(イ) 販売事業

a 自主制作製品の販売

b 古紙、段ボール等の回収資源の販売

c 焼きいもの販売

(ウ) 請負事業

福祉文化体育館の清掃

オ 生活介護に伴う送迎

カ 健康管理

(ア) 健康相談及び健康診査

(イ) 尿検査

(ウ) 歯科検診

(エ) バイタルチェック

(2) 就労継続支援事業（定員10人）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与します。

ア 生産活動

- (ア) 受託加工事業
 - a 紙製品の加工
 - b 縄跳びの袋入れ
- (イ) 販売事業
 - 焼きいもの販売
- (ウ) 請負事業
 - a 福祉文化体育館の清掃
 - b 屋外トイレの清掃

イ 健康管理

- (ア) 健康相談及び健康診査
- (イ) 尿検査
- (ウ) 歯科検診
- (エ) バイタルチェック

(3) 諸行事

ア 合同行事

- (ア) 秋のレクリエーションバス旅行
- (イ) 新年交流会
- (ウ) 保護者会

イ 地域との交流

- (ア) 防災訓練
 - 浅山町・梅ヶ坪町防災訓練に参加し、災害時等に助け合える関係性を築きます。
- (イ) 焼きいも販売
 - 冬期の定期的な販売活動を通して地域住民と交流を図ります。

(4) 安全対策並びに危機管理

- ア 災害時に福祉避難所として開設した場合には、福祉避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者等の受け入れを行います。
- イ サービス提供時間内に暴風警報等が発令された場合は、気象警報発表時等の通所事業対応要領に基づき、速やかに利用者の安全を確保します。

- ウ 地震、水害等の災害が発生した後は、利用者の安全を確保するとともに、市の関係部署との連絡体制を整え、施設の屋根、壁、床、天井その他の外観について、目視により点検を速やかに行います。
- エ 消防法第8条第1項の規定に基づき、消防計画を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ります。また、必要に応じ利用者の安全を確保するため職員会議等を行うなどして事故防止のため必要な措置を講じます。
- オ 事故等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに発生日時、場所、状況、措置等を市へ報告します。
- カ 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を定期的を開催し、研修を実施することで、利用者の人権の保護に努めます。
- キ 感染症対策委員会を定期的を開催し、研修、訓練を実施することで、感染症拡大の防止に努めます。
- ク 業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づき定期的に研修、訓練を実施することで、災害時に適切な対応ができる体制を整備します。

10 子どもの家

(1) 放課後児童健全育成事業（定員は施設ごとに下表のとおり）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、子どもの家において、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で、次の25施設を管理運営します。

| 施設名 | | 定員 (名) | 施設名 | | 定員 (名) | 施設名 | | 定員 (名) |
|-----|----------|-----------|-----|---------|-----------|--------|-----------|-----------|
| 1 | 白山子どもの家 | 65 | 10 | 大手子どもの家 | 75 | 19 | 上条子どもの家 | 70 |
| 2 | 藤山台子どもの家 | 70 | 11 | 篠木子どもの家 | 76 | 20 | 鷹来子どもの家 | 65 |
| 3 | 石尾台子どもの家 | 70 | 12 | 丸田子どもの家 | 63 | 21 | 山王子どもの家 | 65 |
| 4 | 味美子どもの家 | 65 | 13 | 出川子どもの家 | 63 | 22 | 西山子どもの家 | 63 |
| 5 | 東野子どもの家 | 65 | 14 | 小野子どもの家 | 145 | 23 | 神屋子どもの家 | 70 |
| 6 | 鳥居松子どもの家 | 38 | 15 | 松原子どもの家 | 82 | 24 | 篠原子どもの家 | 65 |
| 7 | 不二子どもの家 | 105 | 16 | 松山子どもの家 | 73 | 25 | 岩成台西子どもの家 | 70 |
| 8 | 勝川子どもの家 | 74 | 17 | 北城子どもの家 | 73 | 定員合計 | | |
| 9 | 岩成台子どもの家 | 70 | 18 | 高座子どもの家 | 80 | 1,820名 | | |

※ 各施設の定員は、市の施策により変更する場合があります。

(2) 諸行事

ア 季節行事

- (ア) 七夕まつり、夏まつり
- (イ) クリスマス会
- (ウ) 節分
- (エ) ひな祭り会

イ 子ども同士の交流行事

- (ア) 誕生日会や集団遊びといったお楽しみ会
- (イ) 作品制作と作品展

ウ 保護者との交流行事

- (ア) 保護者会
- (イ) 親子制作

エ 老人クラブ、ボランティアとの交流行事

- (ア) 高齢者との将棋や伝承遊び
- (イ) ボランティアによる音楽、マジックショー、腹話術などの鑑賞

オ 地域との交流行事（地域連携事業）

- (ア) 高齢者施設への訪問
- (イ) 地区社会福祉協議会が運営する高齢者等サロン、子育て支援サロンへの参加
- (ウ) 公共施設、商業施設等への作品展示
- (エ) 地域活動への参加

(3) 安全対策並びに危機管理

- ア 不審者の施設内への侵入を防ぐ措置を徹底し、利用児童の安全を確保します。
- イ サービス提供時間内に暴風警報等が発令された場合は、保護者に引き渡すまで利用児童の安全を確保します。
- ウ 地震、水害等の災害が発生した後は、利用者の安全を確保するとともに、市の関係部署との連絡体制を整え、施設の屋根、壁、床、天井その他の外観について、目視による点検を速やかに行います。
- エ 非常災害対策計画及び消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ります。また、各施設において避難訓練を定期的に行い災害に備えています。
- オ 事故等が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに発生日時、場所、状況、措置等を市へ報告します。
- カ 要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、利用児童の人権を擁護し、虐待を防止するために必要な措置を講じます。